

令和6年度 赤い羽根共同募金（一般募金）公募実施要綱

（令和6年度募金、令和7年度配分）

1 目 的

竹田市共同募金委員会（以下「委員会」という。）は、竹田市社会福祉協議会等市内福祉団体、自治会、公民館（以下「福祉団体」という。）が地域福祉活動を行う際の活動費の一部を助成するため、赤い羽根共同募金（一般募金）配分の地域助成事業を公募します。

2 助成対象

竹田市内に所在する福祉活動を行う団体、ボランティア団体、グループ等で次のことに留意し、その活動に必要な資金の確保が困難な活動（事業）を対象とします。

- （1）令和7年度内に実施・完了できる活動（事業）であること。
- （2）規約又は会則、活動内容（事業）や財務の状況等の資料の提出により、適正な運営及び経理状況が確認できること（総会資料又は決算資料など）

3 対象外事業及び対象外経費

- （1）政治、宗教、組合のために行う事業及び営利目的に行う事業
- （2）福祉を目的としない事業
- （3）申請団体にしか効果が見えない、施設整備事業及び機器購入事業
- （4）経常的経費（人件費、役職・構成員旅費、会議時の食料費）
- （5）役職・構成員が研修会、大会に参加する経費（旅費、参加負担金）

4 助成限度額

1団体につき1事業（上限10万円）とします。

但し次の場合があります。

※委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。

※助成の決定は、大分県共同募金会竹田市共同募金委員会の審査委員会にて審査し決定します。

※助成額は、募金実績に応じての配分となるため、申請額とおりの助成が出来ないことがあります。

5 申請方法

助成を受けようとする団体は、助成申請書に關係書類を添え、令和6年4月1日（月）から5月24日（金）までの間に、提出してください。申請書類は、竹田市社会福祉協議会に備えています。なお、申請団体は審査委員会において説明をお願いする場合があります。

6 助成通知

助成決定は、審査委員会の審査終了後通知します。（令和7年3月下旬）

7 助成事業の変更

助成決定後、やむを得ない事情により、大幅に事業内容等に変更の必要が生じた場合は、事業着手前に定める変更申請書を提出し、審査委員長の承認をうけなければなりません。また、事業内容の変更があった場合は、当初決定した助成金額の範囲内での実施をお願いします。

8 助成金の交付及び実績報告

配分交付式で現金を支給します。このとき事業費請求書・領収書の提出をお願いします。また、活動（事業）終了後は支出領収書、完了報告書、ありがとうメッセージの提出をお願いします。

9 赤い羽根共同募金のPR

活動（事業）では、赤い羽根共同募金による助成がわかる宣伝を住民にお願いします。

10 被助成施設・団体への監査

助成金により実施した活動（事業）に、必要に応じて監査を実施します。

11 助成金の返還

次のいずれかに該当した場合、助成金の一部又は全額の返還をお願いします。

- (1) 申請書、完了報告書、添付資料に虚偽の記載があった場合
- (2) 活動（事業）を行わなかった場合
- (3) 活動（事業）の用途が事業計画と異なる場合
- (4) 活動（事業）の成果物に著しく瑕疵があった場合
- (5) 活動（事業）経費が助成額を下回った場合

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

竹田市共同募金委員会

<問い合わせ・提出先>

事務局

〒878-0011

竹田市大字会々1650

竹田市社会福祉協議会

地域福祉課 TEL: 63-1544

荻支所 TEL: 68-3050

久住支所 TEL: 64-3823

直入支所 TEL: 75-2216